農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名		釧路市					
(市町村コード)	(01206)						
		釧路•阿寒地区					
地域名 (地域内農業集落名)	(共栄、愛国、鳥取、昭和、大楽毛市街、大楽毛原野、鶴野、北斗、山花1·2、山花3、桜田1·3、桜田2、緑ケ岡、桜ヶ岡、益浦·興津、桂恋·三津浦、高山、北町、北新町、新町、中央、富士見、新富士見、仲町、旭町、下舌辛、東舌辛、上舌辛、上阿寒、西阿寒、中阿寒、布伏内、紀ノ丘、大正、下徹別、共進、東栄、徹別中央、中徹別、西徹別、大和、上徹別、蘇牛、飽別、下仁々志別、中仁々志別、元仁々志別、上仁々志別、共和)						
協議の結果を取り	まとめた年月日	令和6年3月26日					
		(第1回)					

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、現在担い手への農地集積率が77.7%であるが、農業者の平均年齢56.6歳、担い手の9.3%を70代以上の農業者が占める。持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者や後継者を確保・育成するなど、農地の受け手の確保が喫緊の課題である。このため、分散する担い手の農地を集約化するとともに、法人の育成を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の酪農・畜産・市街地近郊野菜栽培を主体とした農業形態を維持するため、担い手への農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の効率化を図るためスマート農業などの省力化生産技術の導入を積極的に推進する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

Σ	域内の農用地等面積	6,159.8 ha		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	6,159.8 ha		
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha		

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地、及びその周辺で担い手が農業上の利用を行う農地を区域とする。

- 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構も活用しながら、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い 手への農地集積を進める。 (2) 農地中間管理機構の活用方針 農地の売買・賃貸借の案件がでた場合は、売り手・貸し手の意向や、その近隣の受け手の候補となりうる担い手の状況を勘案したうえで、農地中間管理機構の活用も検討する。 (3) 基盤整備事業への取組方針 ・国営緊急農地再編整備事業により実施されている圃場整備に取り組む。 ・上記以外の地域については、その他の基盤整備事業の導入による圃場整備を検討する。 (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 現在営農を行っている個別経営体及び法人が引き続き円滑に経営を継続できるよう、また新規就農希望者が地区内において円滑に就農できるよう、市・農業委員会・JA・普及センター等の関係機関の連携により、公共牧場やTMRセンターなどの営農支援システムの充実を図る。 (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 農作業の受委託が必要な場合は、活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

4	①鳥獣被害防止対策		②有機・減農薬・減肥料	√	③スマート農業	④輸出	⑤果樹等
	⑥燃料•資源作物等		⑦保全•管理等		⑧農業用施設	9その他	
F \22	出したトヨの取织士科	1					

【選択した上記の取組方針

- ①鳥獣被害防止対策交付金を活用しながら、シカ侵入防止柵の設置等の対策により農作物被害の防止を推進する。
- ③省力化や低コスト化に資する技術の情報提供や実証の検討により、普及に努める。



